

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成23年

目 次

議案第 18 号	市道路線の廃止について……………	1
議案第 19 号	市道路線の認定について……………	6
議案第 20 号	工事請負契約の締結について……………	15
議案第 21 号	下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害 賠償の額の決定について……………	19
議案第 22 号	平成22年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	20
議案第 23 号	平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	20
議案第 24 号	平成22年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	20
議案第 25 号	平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	20
議案第 26 号	平成22年度鎌倉市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	20
議案第 27 号	平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	20
議案第 28 号	平成22年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	20
議案第 29 号	平成22年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	20
議案第 30 号	鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例の制定について…	21
議案第 31 号	鎌倉市暴力団排除条例の制定について……………	24
議案第 32 号	鎌倉市大船駅西口交通広場条例の制定について……………	28
議案第 33 号	鎌倉市自転車等駐車場条例の制定について……………	33
議案第 34 号	鎌倉市図書館振興基金条例の制定について……………	38
議案第 35 号	鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
議案第 36 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	42
議案第 37 号	鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定 について……………	45
議案第 38 号	平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）……………	48
議案第 39 号	平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	54
議案第 40 号	平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	57

報告第 9 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	60
報告第 10 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	61
報告第 11 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	62
報告第 12 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	63
報告第 13 号	継続費の精算報告について……………	64
報告第 14 号	平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	66
報告第 15 号	平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	67

議案第 18 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	鎌倉山 二丁目	1575番25	鎌倉山 二丁目	1633番14	5.01~10.84	69.90	414.06	1
2	山崎 字台峯	2545番	山崎 字台峯	2589番	1.21~1.82	339.23	464.99	2

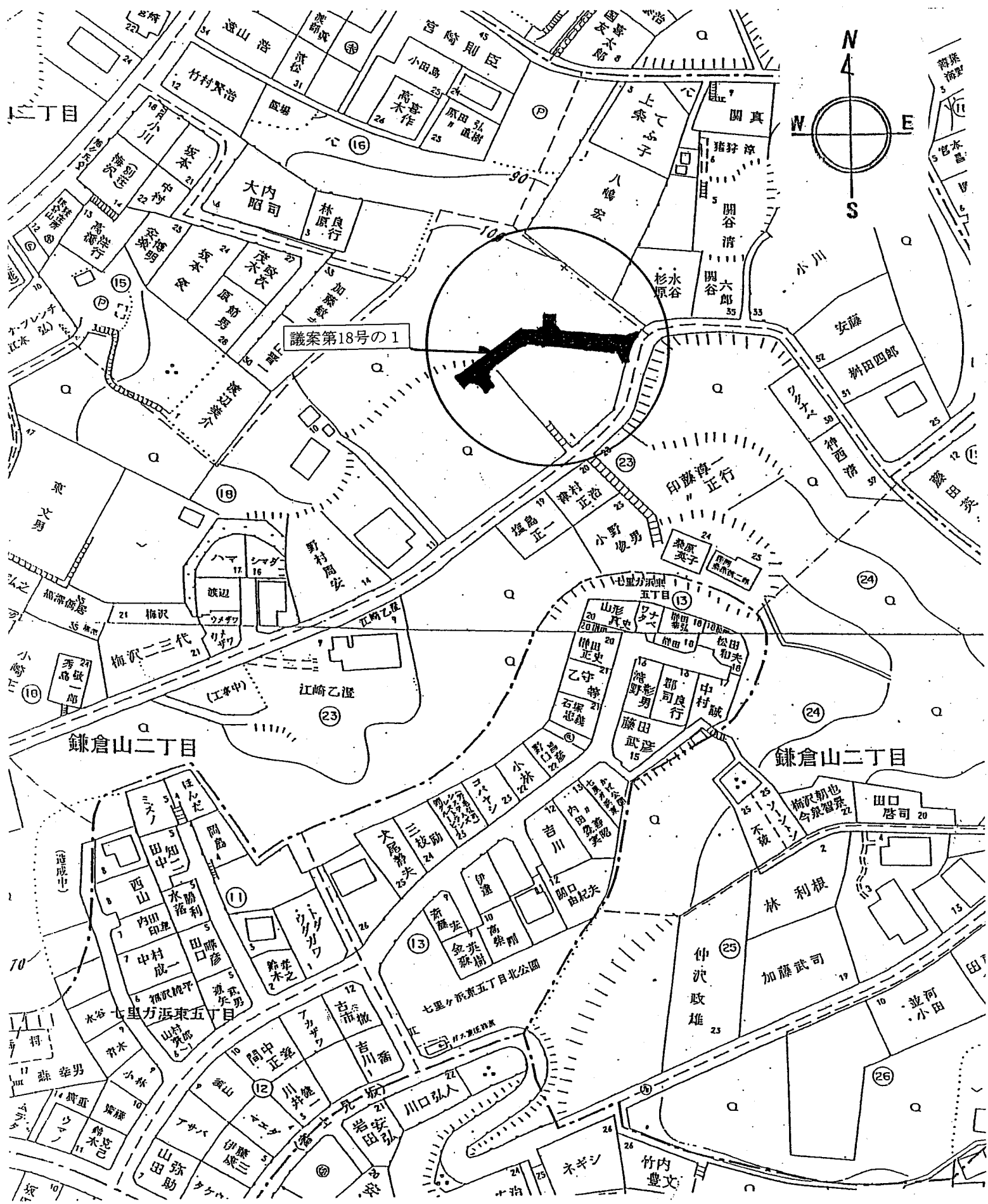
案内図

凡例



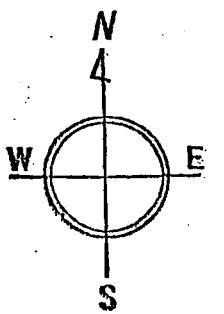
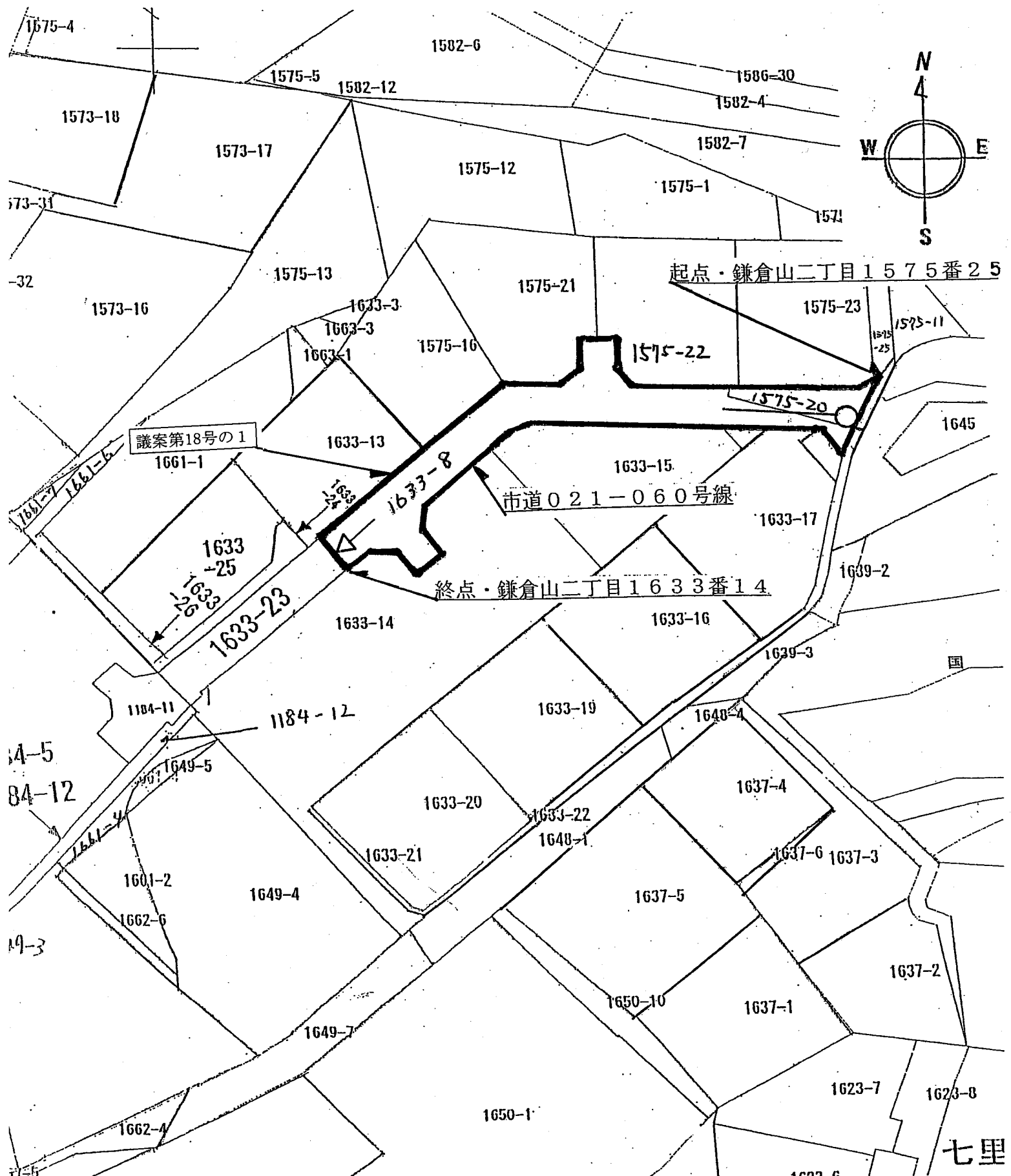
廃止箇所

図面番号 1



公図写

図面番号 1



起点・鎌倉山二丁目1575番25

市道021-060号線

終点・鎌倉山二丁目1633番14

議案第18号の1

国

七里

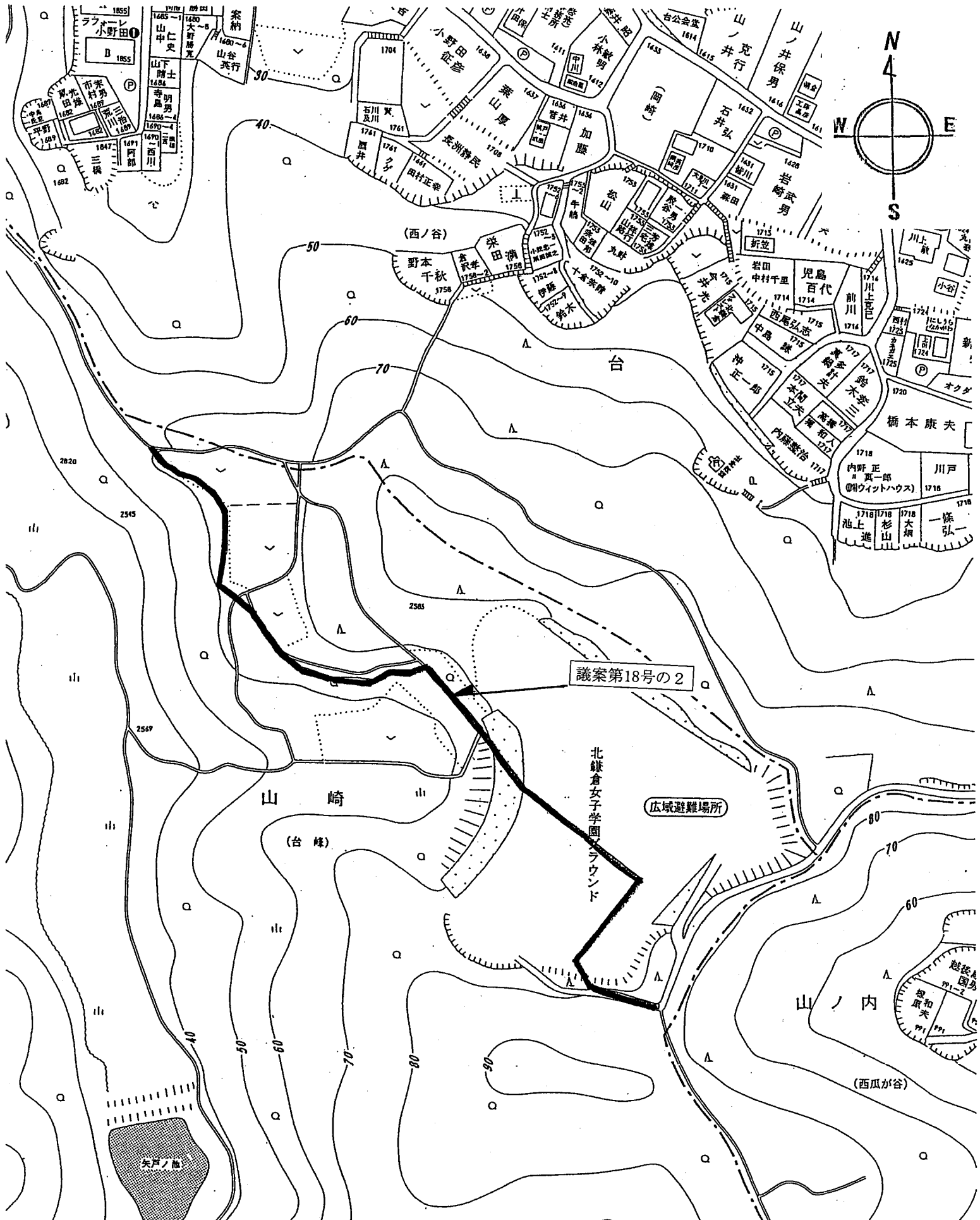
案内図

凡例



廃止箇所

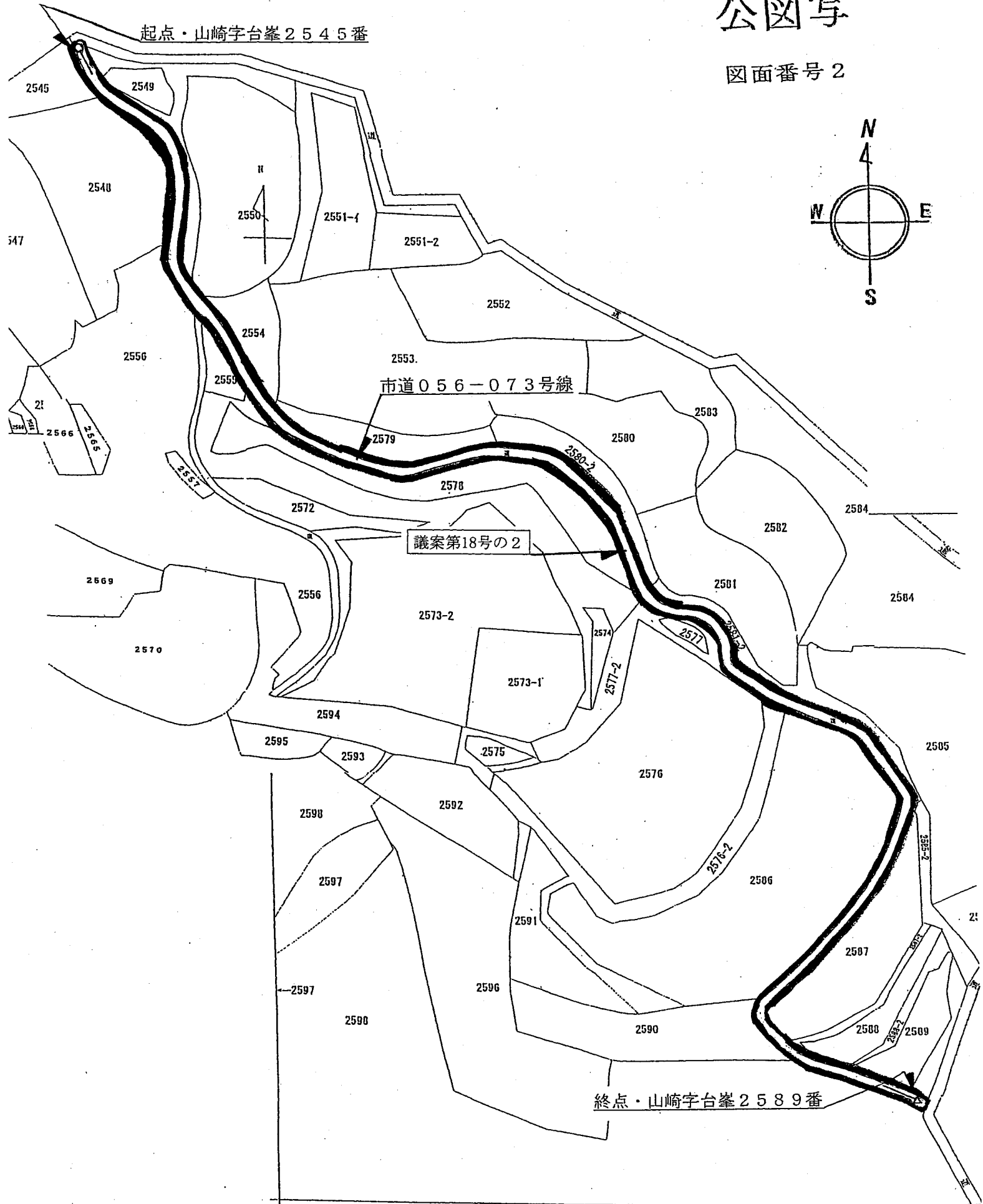
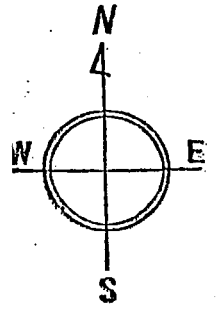
図面番号 2



公図写

図面番号 2

起点・山崎字台峯 2545番



議案第 19 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

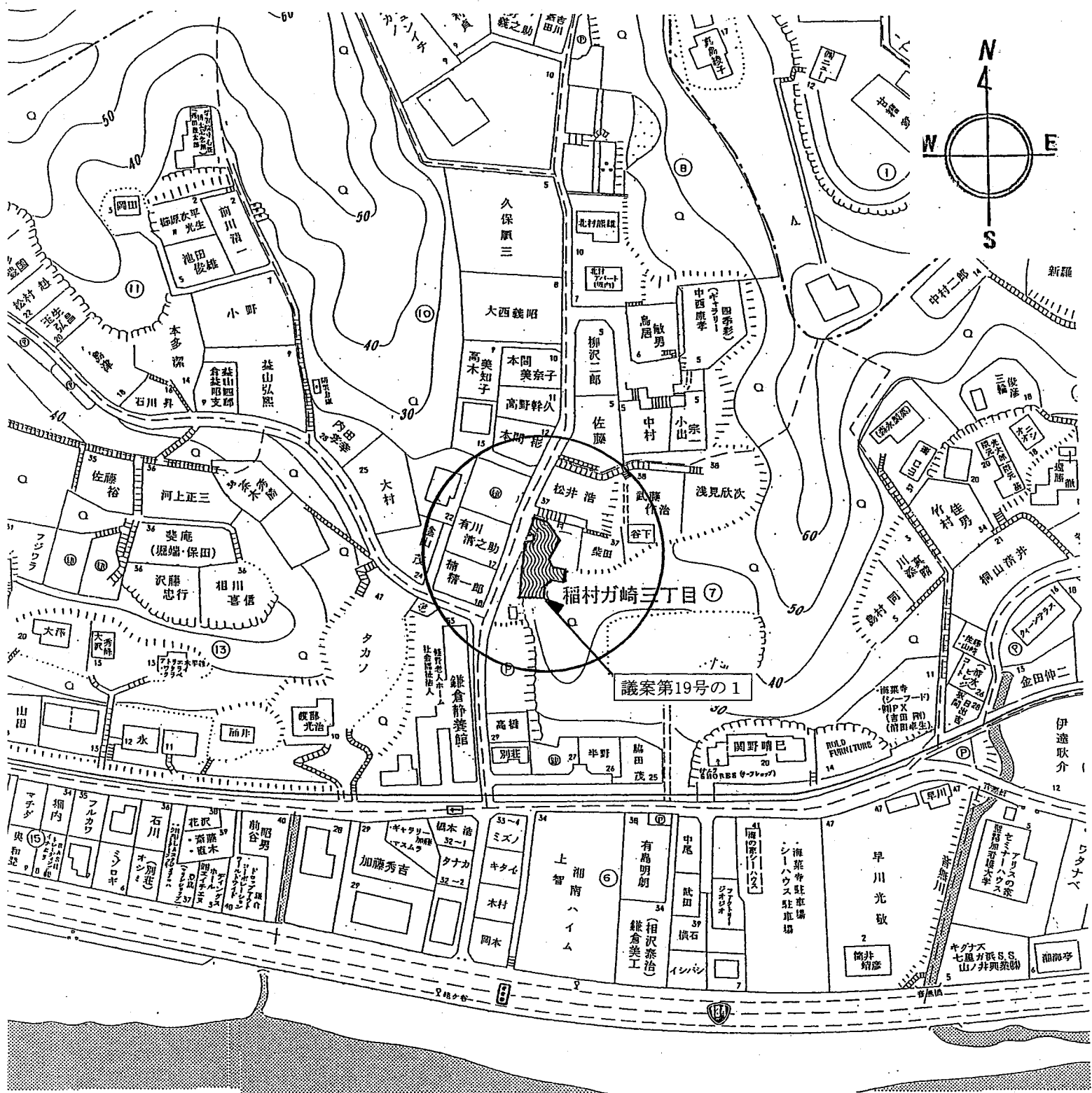
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	稲村ガ崎 三丁目	561番229	稲村ガ崎 三丁目	561番55	5.01～8.38	28.90	238.72	5
2	鎌倉山 二丁目	1575番 25	鎌倉山 二丁目	1184番12	5.01～10.84	108.39	639.88	6
3	大 船 字宮之前	2141番 7	大 船 字宮之前	2141番18	5.00～8.01	30.80	190.19	7
4	津 字川間	611番 8	津 字川間	611番8	4.52～8.88	32.66	185.09	8

案内図

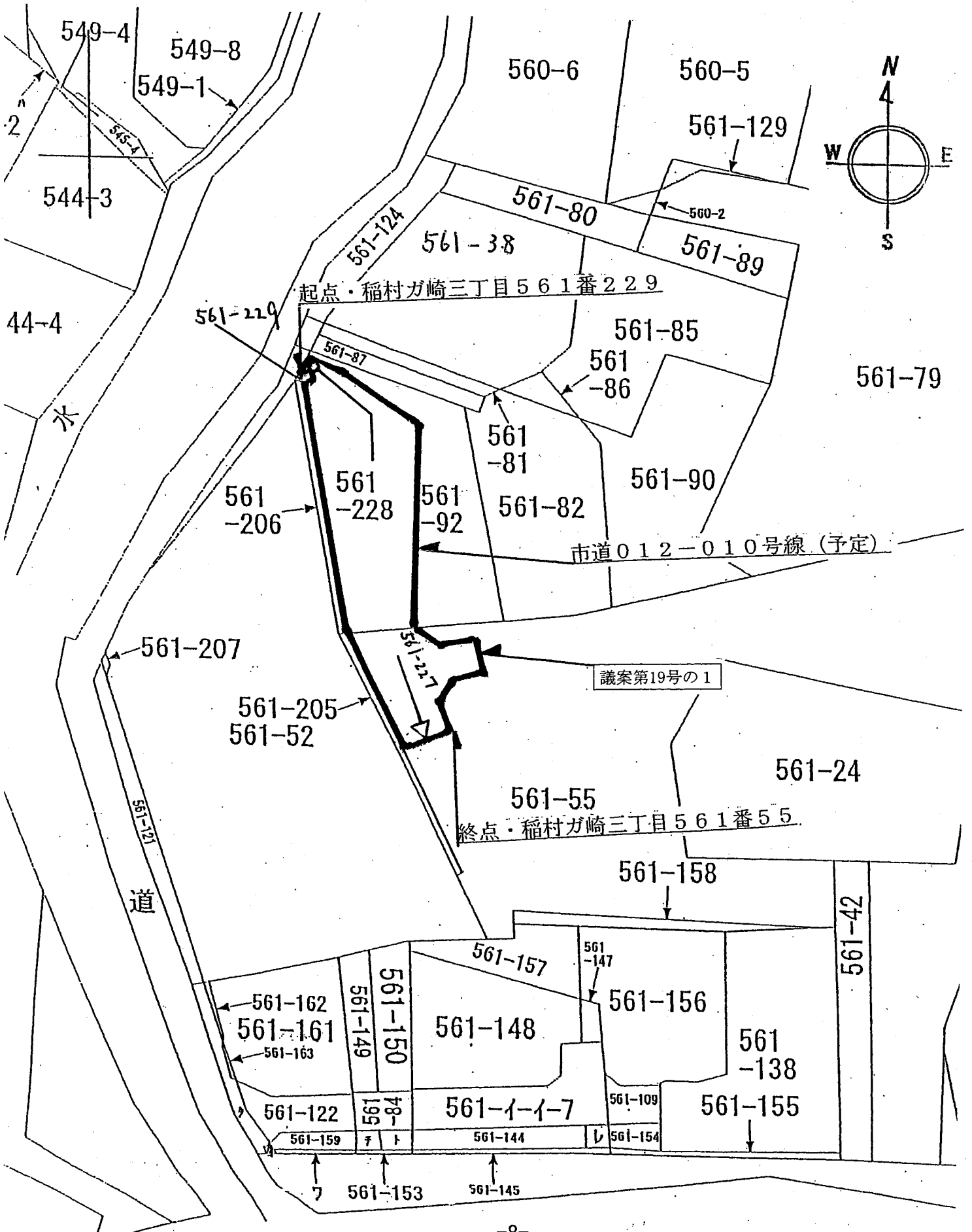
凡例  認定箇所

図面番号 5



公図写

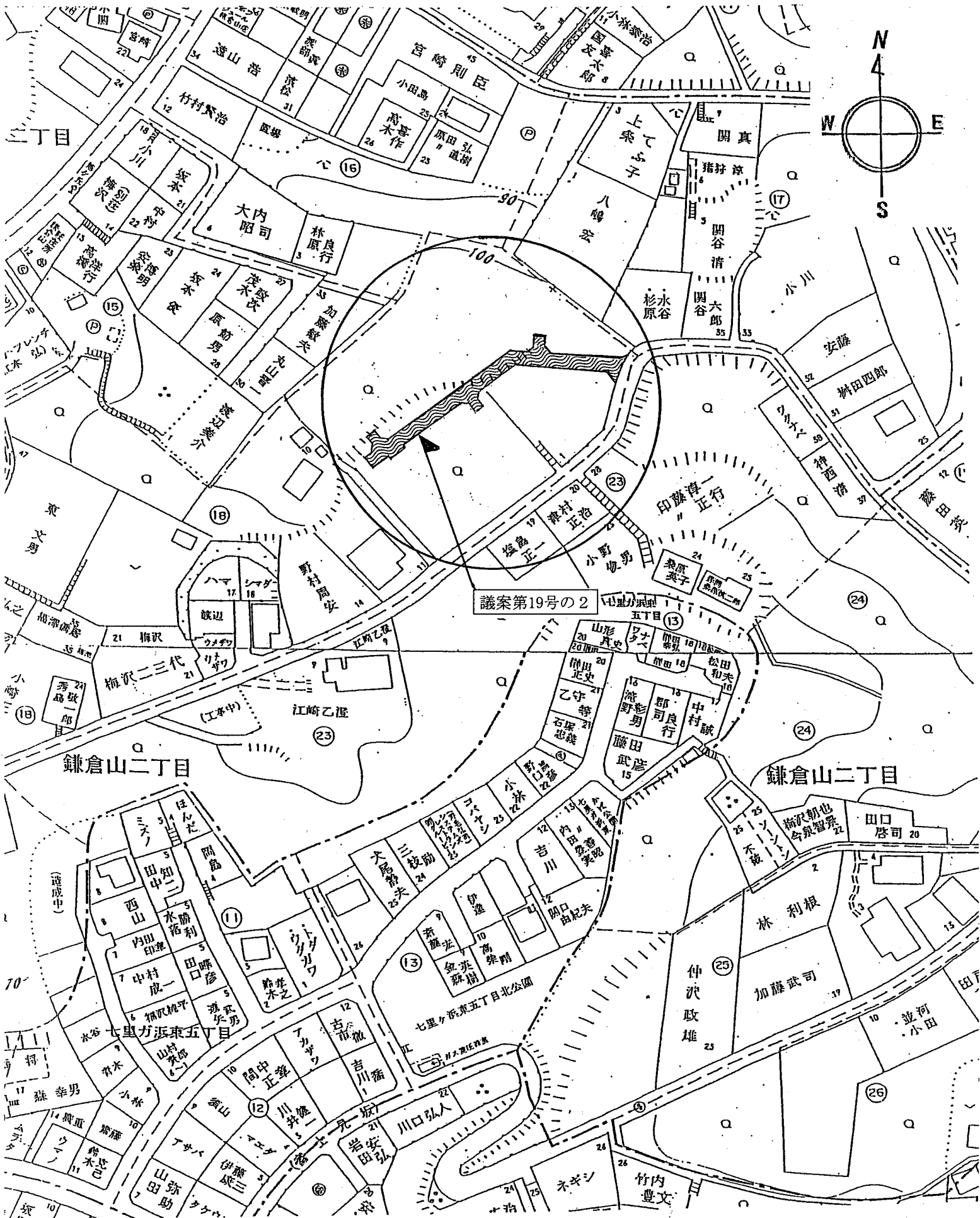
図面番号 5



案内図

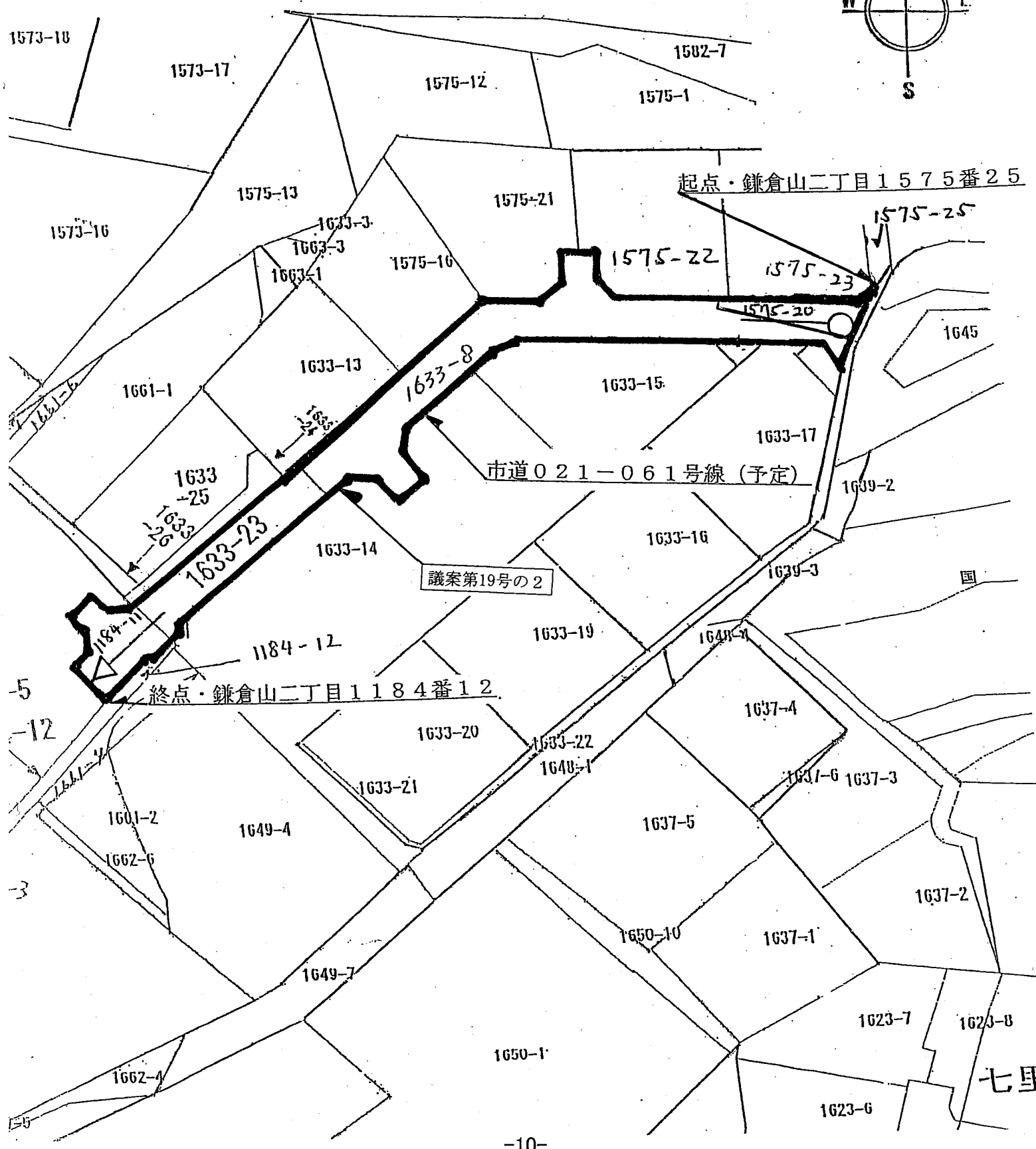
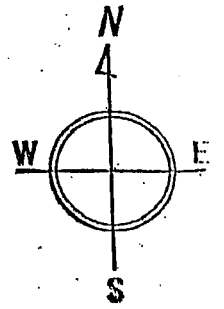
凡例  認定箇所

図面番号 6



公図写

図面番号 6



七馬

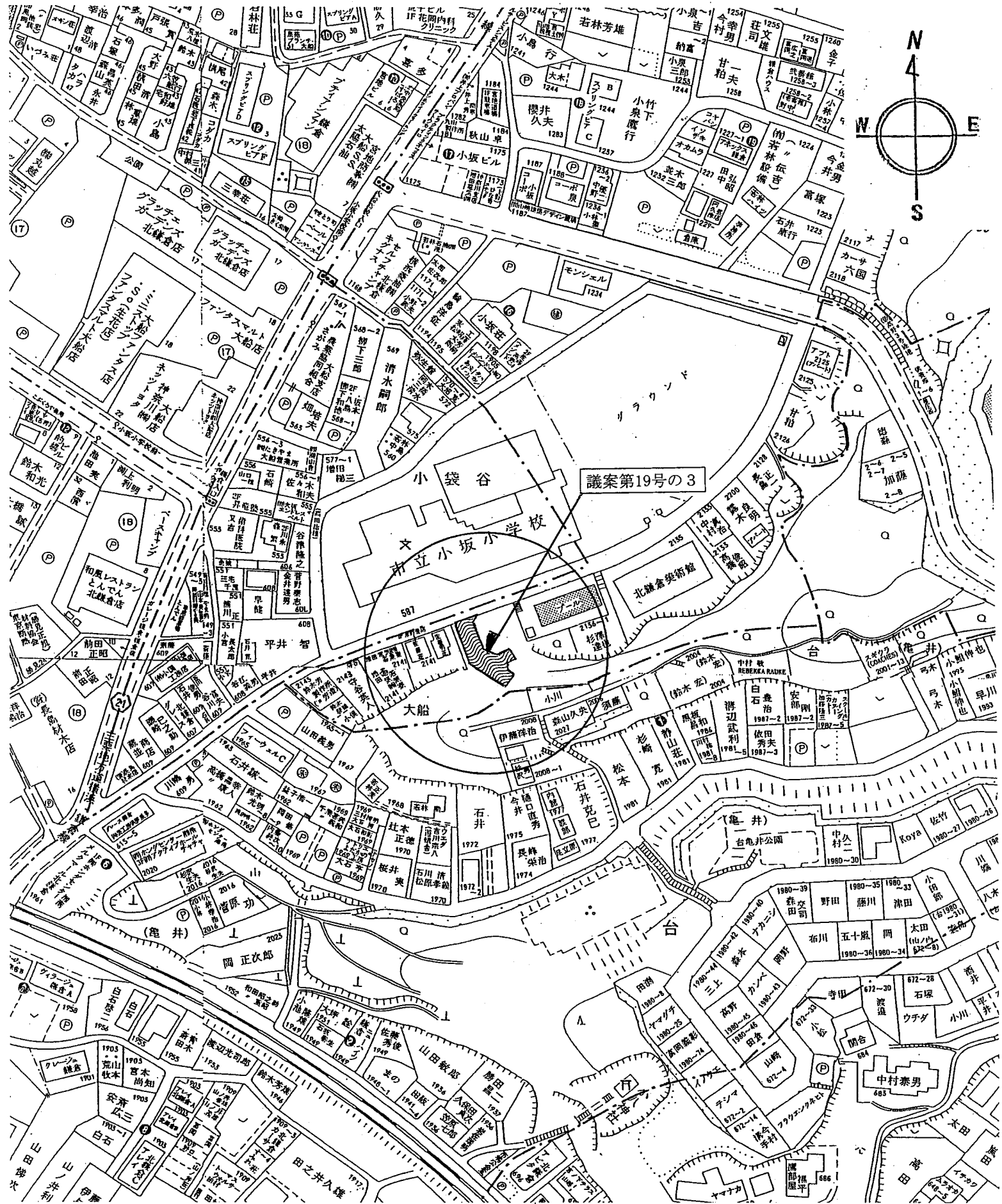
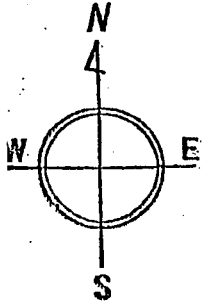
案内図

図面番号 7

凡例

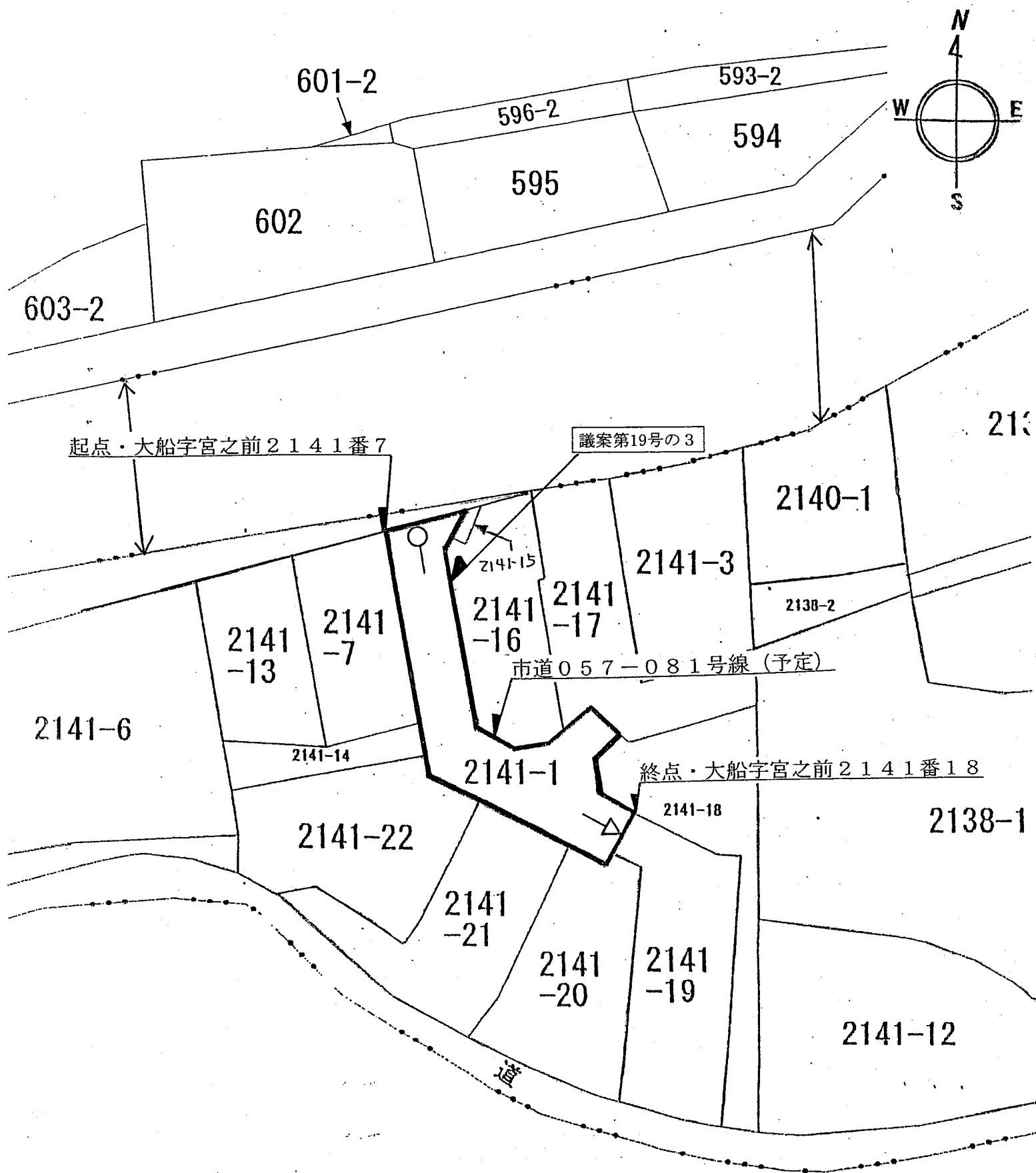


認定箇所



公図写

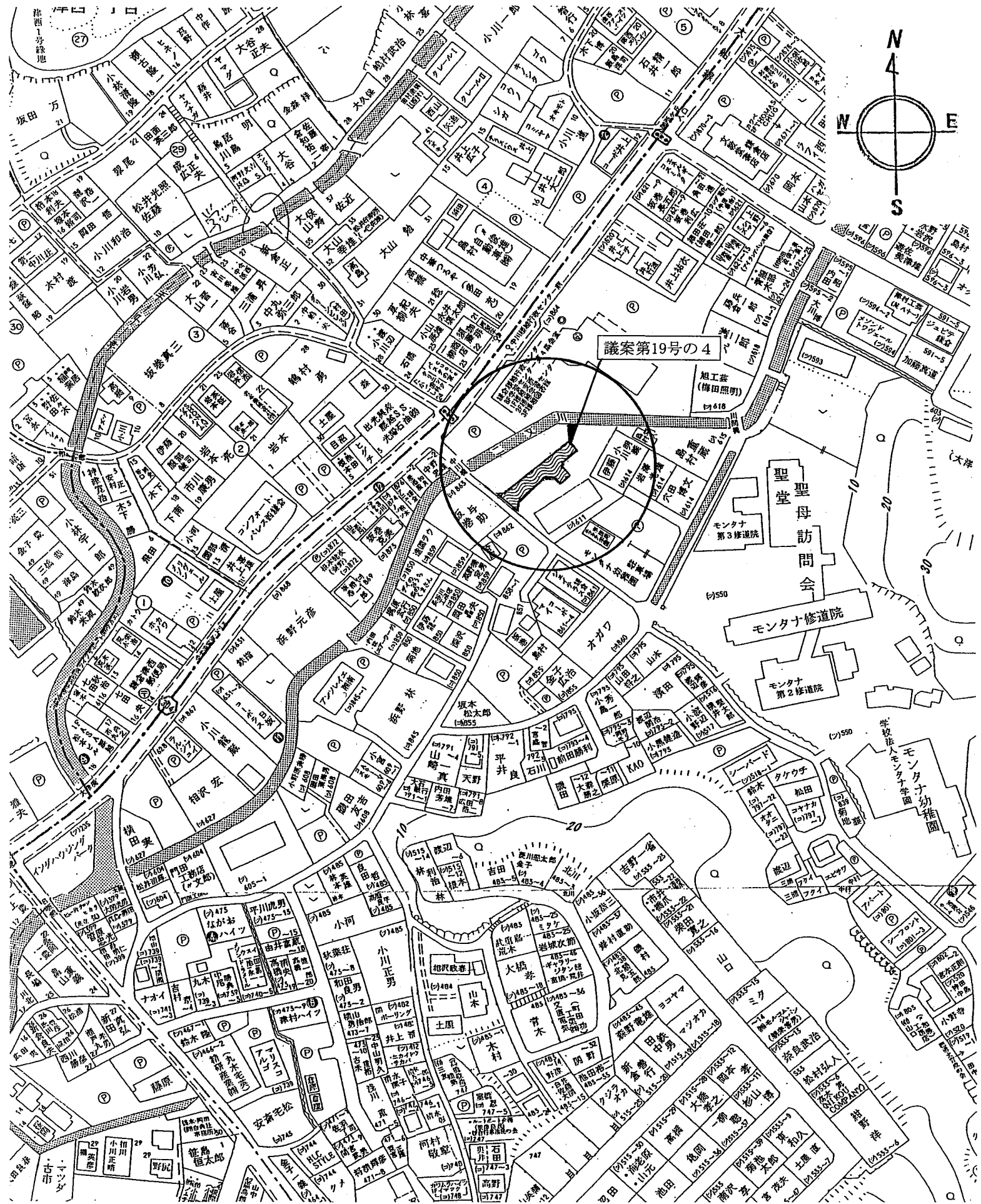
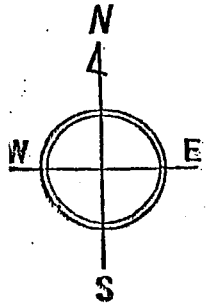
図面番号 7



案内図

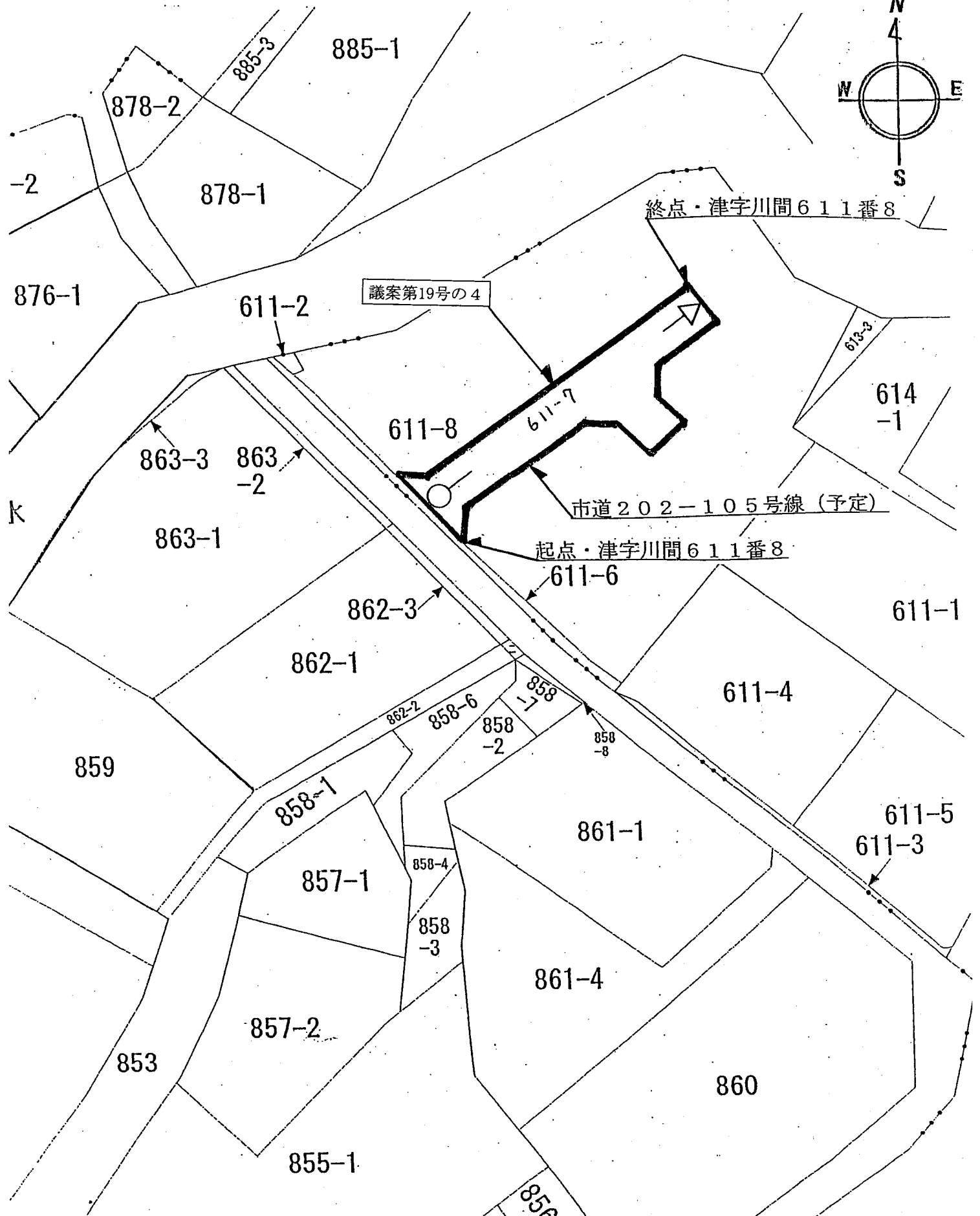
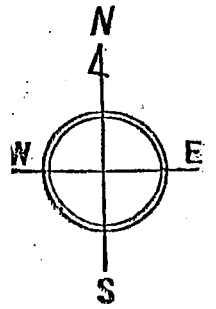
図面番号 8

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 8



議案第 20 号

工事請負契約の締結について

本市は、平成23年度腰越漁港改修整備工事（その2）について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 平成23年度腰越漁港改修整備工事（その2）
- 2 工事施行位置 鎌倉市腰越二丁目9番先外
- 3 契 約 金 額 283,174,500円
- 4 請 負 契 約 者 足柄下郡真鶴町真鶴995番地2
株式会社 鈴木組
代表取締役 脇 山 俊

「参 考」

工事請負仮契約書

工 事 名 称	平成23年度 腰越漁港改修整備工事（その2）											
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先外											
請 負 代 金 額			¥	2	8	3	1	7	4	5	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	1	3	4	8	4	5	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるもの とします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間に ついては、当該通知書に記載のとおりとします。</p> <p>ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結ま での間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく 入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づ く指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しな いものとしてします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償す るものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求で きないものとしてします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社 鈴木組」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 23 年 8 月 12 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

Ⓧ

受注者 足柄下郡真鶴町真鶴995番地2
株式会社 鈴木組
代表取締役 脇 山 俊

Ⓧ

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	手作業 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	手作業 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	手作業 <input checked="" type="radio"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	手作業 <input checked="" type="radio"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	手作業 <input checked="" type="radio"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 該当なし 円 (税込)
(請負者の見積金額)
(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 該当なし 円 (税込)
(請負者の見積金額)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
該当なし		

- ※ 請負者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）
- ※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。


議案第 21 号

下水道施設管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成22年9月11日、鎌倉市浄明寺六丁目4番4号先で発生した下
水道施設管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 325,500円
- 2 損害賠償の相手方 



- 議案第 22 号 平成22年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 23 号 平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 24 号 平成22年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 25 号 平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 26 号 平成22年度鎌倉市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 平成22年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 28 号 平成22年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 29 号 平成22年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成22年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成22年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 30 号

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する
条例の制定について

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例を次のように定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員への要望等に係る適正な対応と記録等の手続について、必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の法令等の遵守及び倫理の保持を図るとともに、要望等に対して職員が採るべき措置について必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行の確保と市政の透明化を推進し、もって公務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市長、副市長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 要望等 職員以外のものが職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例、規則及び規程をいう。

(職員の倫理原則)

第3条 職員は、法令等の遵守の重要性を認識するとともに、市民全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 職員は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等市民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。
- 3 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動するとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。
- 4 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理することにより、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

(要望等への対応)

第4条 職員は、市政に関する要望等について、その重要性を十分に認識し、誠実かつ適正に対応しなければならない。

(要望等の記録)

第5条 市長、副市長、教育長及び鎌倉市職員の任用に関する条例施行規則（昭和31年3月規則第2号）別表一般職の部8級の項第1号から第3号までに掲げる職務を行う者（以下「市長等」という。）は、要望等を口頭により

受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

- 2 市長等は、要望等の意図及び内容を正確に把握するために必要があると認めるときは、口頭により要望等を行った者（以下「要望者」という。）に対し、その要望等の内容を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の提出を求めることができる。

（記録の例外）

第6条 市長等は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その要望等の内容を記録しないことができる。

- (1) 公式又は公開の場における要望等であつて、議事録その他これに類するものとして別途記録されるとき。
- (2) 要望等の内容が単なる問い合わせ又は事実確認にすぎないことが明らかであるとき。

（確認の機会の付与）

第7条 要望者は、市長等に対し、第5条第1項の規定による記録の提示を求めることができる。この場合において、市長等は、速やかに要望者に対し、当該記録を提示しなければならない。

（出資法人等の講ずべき措置）

第8条 市が出資等を行う法人（鎌倉市土地開発公社及び鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）第30条第1項に規定する出資法人等をいう。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

鎌倉市暴力団排除条例の制定について

鎌倉市暴力団排除条例を次のように定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

暴力団排除に関する施策を推進することで、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資するため、必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨とし、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第

32条の2第1項の規定により公安委員会から指定を受けた者をいう。)との密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に必要な役割を果たすように努めるものとする。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。)が、公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。)の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の管理における暴力団排除)

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。)の規定にかかわらず、

当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

(市民に対する支援)

第10条 市は、市民が暴力団排除に必要な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第12条 市は、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

議案第 32 号

鎌倉市大船駅西口交通広場条例の制定について

鎌倉市大船駅西口交通広場条例を次のように定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大船駅西口交通広場を設置し、その管理について必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市大船駅西口交通広場条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、大船駅の利用者の安全及び利便を確保するとともに、交通の安全と円滑を図るため、大船駅西口交通広場（以下「交通広場」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交通広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船駅西口交通広場	鎌倉市岡本二丁目55番19・73番4

(施設)

第3条 交通広場に次に掲げる施設を置く。

- (1) バスターミナル
- (2) 歩行者用通路

(行為の禁止)

第4条 何人も、交通広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条及び第6条の規定により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (2) 露店等の出店その他これらに類する行為をすること。
- (3) 宿泊、仮眠その他これらに類する行為をすること。
- (4) 集会その他施設の利用者の妨害となる行為をすること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は落書きその他これらに類する行為をすること。

(占用の許可)

第5条 交通広場を占用（掘削を含む。以下「占用」という。）しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をするに当たり、交通広場の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- (1) 交通広場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 施設を破損し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他交通広場の管理上支障があると認められるとき。

(乗合自動車等の乗入れ許可)

第6条 次に掲げる者で、交通広場に自動車を乗り入れようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 市長は、前項の許可をするに当たり、交通広場の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(許可の期間)

第7条 前2条の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを更新することができる。

(占用料の徴収)

第8条 市長は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）から、占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収しない。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業のために占用するとき。
- (2) その他公益上特に必要がある規則で定めるもののために占用するとき。

2 占用料の額は、鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号。以下「占用条例」という。）第2条の規定を準用する。

(占用料の額の計算方法及び徴収方法)

第9条 占用料の額の計算方法及び徴収方法については、占用条例第3条及び第4条の規定をそれぞれ準用する。

(占用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要がある規則で定めるものの占用料の全部又は一部を免除することができる。

(占用料の還付)

第11条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第17条第3項の規定により処分をし、又は措置を命じたとき。
- (2) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

(占用者の義務)

第12条 占用者は、占用期間中その占用物件を保護し、占用によって生じた危害に対する責任を負い、又は占用により生じるおそれのある危害を防止若しくは予防しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 占用者及び第6条の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復)

第14条 占用者は、許可の期間が満了したとき又は許可の期間満了前に占用を必要としなくなったときは、市長に届け出て指示を受け、直ちに自己の費用をもって原状に回復し、検査を受けなければならない。

(延滞金)

第15条 占用料を納付期日までに納入しない者に対しては、鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例（昭和44年12月条例第13号）により延滞金を徴収する。

(損害賠償)

第16条 施設を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条第1項又は第6条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは変更、原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反している者
 - (2) 許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- 2 前項の規定による処分又は命令によって占用者等に損失を生じても、市はその責めを負わない。

3 市長は、交通広場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、第1項に規定する処分又は命令をすることができる。

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当する行為をした者
- (2) 第5条第1項の許可を受けずに交通広場を占用した者
- (3) 第5条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (4) 第13条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸をした者
- (5) 第14条の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (6) 前条の規定による処分に従わなかった者

2 偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

議案第 33 号

鎌倉市自転車等駐車場条例の制定について

鎌倉市自転車等駐車場条例を次のように定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大船駅西口交通広場自転車等駐車場を設置し、その管理について必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市自転車等駐車場条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、自転車等の利用者の利便を図り、安全で快適な交通環境の向上に資するため、鎌倉市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船駅西口交通広場自転車等駐車場	鎌倉市岡本二丁目55番地19

(閉場日)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、駐車場を臨時に閉場することができる。

(開場時間)

第5条 駐車場の開場時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(駐車対象車両)

第6条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車等とする。

(使用の承認)

第7条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をするに当たり駐車場の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

- (1) 駐車場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第8条 駐車場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、月の途中で使用を開始し、又は中止した場合の使用料は、市長が別に定める。

（使用料の減免）

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の承認の取消し等）

第11条 市長は、第7条第1項の承認を得た者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその使用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を得たとき。
- (5) その他やむを得ない理由により特に必要があると認めるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

（損害賠償）

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市

長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 駐車場の利用の承認、その取消し等に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 駐車場の平等な利用が確保されること。
- (2) 駐車場の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。
- (6) 駐車場の役割を適切に担えること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、市長が別に規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、公布の日から施行する。

(駐車対象車両の特例)

2 この条例の施行の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日までの間における第6条の規定の適用については、同条中「自転車等」とあるのは「自転車」とする。

別表（第8条）

種別	利用区分	使用料	
		市民	市民でない者
自転車	1箇月	円 2,100	円 3,150
	3箇月	6,200	9,300
	5箇月	10,200	15,300
原動機付自転車	1箇月	3,650	5,500
	3箇月	10,800	16,200
	5箇月	17,800	26,700

備考 市民とは、市内に住所を有する者をいう。

議案第 34 号

鎌倉市図書館振興基金条例の制定について

鎌倉市図書館振興基金条例を次のように定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集・保管等に充てるため、新たに基金を設置しようとするものである。

鎌倉市図書館振興基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業（以下「事業」という。）の振興を図るための財源に充てるため、鎌倉市図書館振興基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金への積立金は、事業に賛同して寄せられた寄附金その他の収入金をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用条項の整備を行おうと
するものである。

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(昭和42年12月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6
項」を「同条第7項」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を次のように改正する。

第8条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏ま
えて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援す
るための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3
号に掲げる規定の施行の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行す
る。

議案第 36 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

不申告等に関して市が科すことができる過料の上限額の引き上げを行うとともに、引用条項の整備を行おうとするものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第1項中「その者に対し、3万円以下の過料を科する」を「その者は、10万円以下の過料に処する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「発行」を「発付」に改め、同項を同条第2項とする。

第34条の見出し中「関する不申告の」を「係る不申告に関する」に改め、同条第1項中「市長は、」を削り、「より」を「よつて」に、「正当の事由がなくて申告しなかつた場合は、その者に対し、3万円以下の過料を科することができる」を「正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する」に改め、同条第2項中「場合に」を「場合において」に、「期限」を「納期限」に、「発する」を「発付の」に改める。

第37条の9第1項中「場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する」を「場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「提出」を「指定」に改め、同項を同条第2項とする。

第52条の見出し中「関する不申告の」を「係る不申告に関する」に改め、同条第1項中「市長は、」を削り、「第386条の」を「第383条の」に、「正当の事由がなくて申告しなかつた場合は、その者に対し3万円以下の過料を科することができる」を「正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する」に改め、同条第2項中「徴する」を「徴収する」に、「発する」を「発付の」に改める。

第54条の見出し中「関する不申告の」を「係る不申告に関する」に改め、同条第1項中「市長は、」を削り、「より」を「よつて」に、「正当の事由がなくして」を「正当な事由がなくて」に、「場合は、その者に対し、3万円以下の過料を科することができる」を「場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する」に改め、同条第2項中「場合に」を「場合において」に、「発する」を「発付の」に改める。

第71条の見出し中「関する不申告等の」を「係る不申告等に関する」に改め、同条第1項中「売主で」を「売主が」に、「正当の事由がなくして」を「正当な事由がなくて」に、「ものは、3万円」を「場合においては、その者は、10万円」に改め、同条第2項中「場合に」を「場合において」に、「発する」を「発付の」に改める。

第75条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第75条の2 たばこ税の申告納税者（法第473条第1項に規定する申告納税者をいう。）が正当な事由がなくて法第473条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第96条の4の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第96条の4の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条に規定する申告書を提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第96条の6の見出し中「関する不申告の」を「係る不申告に関する」に改め、同条第1項中「市長は、」を削り、「より」を「よつて」に、「申告しなかつた場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科することができる」を「申告をしなかつた場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する」に改め、同条第2項中「場合に」を「場合において」に、「発する」を「発付の」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第52条の改正規定（「第386条の」を「第383条の」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為及び現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 37 号

鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が施行された
ことに伴い、題名の改正等必要な事項の整備を行おうとするもので
ある。

鎌倉市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

鎌倉市スポーツ振興審議会条例（昭和37年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市スポーツ推進審議会条例

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、鎌倉市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツの団体の育成に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関し学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

第7条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「教育委員会」を「会長」に改め、同条を第6条とし、第9条を第

7条とする。

第10条中「教育委員会事務局」を「この審議会の所掌事務を所管する課等」に改め、同条を第8条とする。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「審議会が」を「教育委員会が別に」に改め、同条を第9条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

平成23年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,700,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 使用料及び手数料		959,774円	4,620円	964,394円
	5 使用料	540,929	4,620	545,549
55 国庫支出金		7,358,282	△ 131,707	7,226,575
	10 国庫補助金	1,127,168	△ 131,707	995,461
60 県支出金		2,938,549	19,634	2,958,183
	10 県補助金	1,624,652	19,634	1,644,286
70 寄附金		11,810	100	11,910
	5 寄附金	11,810	100	11,910
75 繰入金		1,933,052	371,329	2,304,381
	5 基金繰入金	1,931,052	371,329	2,302,381
80 繰越金		881,882	△ 290,781	591,101
	5 繰越金	881,882	△ 290,781	591,101
85 諸収入		1,994,689	5	1,994,694
	25 雑入	425,938	5	425,943
90 市債		2,295,700	△ 138,000	2,157,700
	5 市債	2,295,700	△ 138,000	2,157,700
歳 入 合 計		56,865,500	△ 164,800	56,700,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,251,274千円	22,573千円	6,273,847千円
	5 総務管理費	4,924,989	22,573	4,947,562
15 民生費		20,033,072	29,027	20,062,099
	5 社会福祉費	9,592,549	13,807	9,606,356
	10 児童福祉費	8,699,112	15,220	8,714,332
20 衛生費		5,459,619	3,000	5,462,619
	10 清掃費	3,553,317	3,000	3,556,317
45 土木費		9,033,416	△ 324,686	8,708,730
	5 土木管理費	1,533,547	1,920	1,535,467
	10 道路橋りょう費	836,672	△66,386	770,286
	15 河川費	83,722	780	84,502
	20 都市計画費	6,384,317	△ 261,000	6,123,317
55 教育費		4,809,010	105,286	4,914,296
	10 小学校費	1,114,043	19,982	1,134,025
	15 中学校費	457,118	80,204	537,322
	20 社会教育費	1,476,763	5,100	1,481,863
歳 出 合 計		56,865,500	△ 164,800	56,700,700

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
55 教育費	15 中学校費	玉縄中学校エレベーター設置事業	千円 61,961

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
小町通り電線共同溝 設置等委託事業費	平成23年度から 平成24年度まで	千円 40,200
大船駅東口エレベーター等 整備事業費	平成23年度から 平成24年度まで	344,000

第4表 地方債補正

1. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,265,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,127,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合計	2,295,700				2,157,700			

議案第 39 号

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,638,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
30 繰越金		106,459千円	5,356千円	111,815千円
	5 繰越金	106,459	5,356	111,815
35 諸収入		21,437	244	21,681
	15 雑入	5,180	244	5,424
歳 入 合 計		8,633,300	5,600	8,638,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		1,848,590千円	5,600千円	1,854,190千円
	5 下水道総務費	1,848,590	5,600	1,854,190
歳 出	合 計	8,633,300	5,600	8,638,900

議案第 40 号

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,072,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		20,000千円	6,500千円	26,500千円
	5 繰越金	20,000	6,500	26,500
歳 入	合 計	18,066,300	6,500	18,072,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
30 諸支出金		10,711千円	6,500千円	17,211千円
	5 償還金利息及び還付加算金	10,711	6,500	17,211
歳 出	合 計	18,066,300	6,500	18,072,800

報告第 9 号

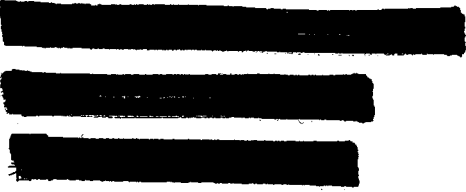
交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年1月12日、鎌倉市由比ガ浜四丁目1番1号先歩道上で発生した、消防本部鎌倉消防署所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 100,800円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 |  |
| 3 | 処分の日 | 平成23年7月5日 |

報告第 10 号




交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年4月20日、鎌倉市大町五丁目11番16号敷地内で発生した、
環境部名越クリーンセンター所属の小型特殊車による交通事故に係
る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 316,345円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 | 処分の日 | 平成23年7月5日 |

報告第 11 号




道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成21年6月22日、鎌倉市鎌倉山二丁目22番17号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 950,000円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 処分の日 | 平成23年7月22日 |

報告第 12 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年6月23日、鎌倉市大町四丁目17番5号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 95,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成23年8月22日 |

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、第一小学校体育館耐震改修事業、西鎌倉小学校体育館耐震改修事業、今泉小学校体育館耐震改修事業及び第二中学校改築事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成22年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較							
				左の特			右の特			左の特			右の特			左の特			右の特				
				年割額	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	年割額と支出済額の差	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	年割額と支出済額の差	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源
55 教育費	10 小学校費	第一小学校耐震修繕 体育館耐震修繕	21	19,747,000	4,508,000	7,900,000		7,339,000	16,000,000	11,424,000		4,576,000	3,747,000	△ 6,916,000	7,900,000		2,763,000	3,747,000	△ 6,916,000	7,900,000		2,763,000	
			22	56,714,000	7,197,000	19,300,000		30,217,000	60,461,000	10,483,000	16,100,000		33,878,000	△ 3,747,000	△ 3,286,000	3,200,000		△ 3,661,000	△ 3,747,000	△ 3,286,000	3,200,000		△ 3,661,000
			計	76,461,000	11,705,000	27,200,000		37,556,000	76,461,000	21,907,000	16,100,000		38,454,000	0	△ 10,202,000	11,100,000		△ 898,000	0	△ 10,202,000	11,100,000		△ 898,000
		西鎌倉小学校耐震修繕 体育館耐震修繕	21	19,747,000	5,089,000	7,500,000		7,158,000	18,200,000	14,535,000		3,665,000	1,547,000	△ 9,446,000	7,500,000		3,493,000	1,547,000	△ 9,446,000	7,500,000		3,493,000	
			22	27,220,000	8,128,000	19,200,000		△ 108,000	28,766,500	12,803,000	14,600,000		1,363,500	△ 1,546,500	△ 4,675,000	4,600,000		△ 1,471,500	△ 1,546,500	△ 4,675,000	4,600,000		△ 1,471,500
			計	46,967,000	13,217,000	26,700,000		7,050,000	46,966,500	27,338,000	14,600,000		5,028,500	500	△ 14,121,000	12,100,000		2,021,500	500	△ 14,121,000	12,100,000		2,021,500
	今泉小学校耐震修繕 体育館耐震修繕	21	19,747,000	4,707,000	7,800,000		7,240,000	12,800,000	9,782,000		3,018,000	6,947,000	△ 5,075,000	7,800,000		4,222,000	6,947,000	△ 5,075,000	7,800,000		4,222,000		
		22	13,549,000	7,512,000	11,800,000		△ 5,763,000	20,495,500	8,523,000	10,800,000		1,172,500	△ 6,946,500	△ 1,011,000	1,000,000		△ 6,935,500	△ 6,946,500	△ 1,011,000	1,000,000		△ 6,935,500	
		計	33,296,000	12,219,000	19,600,000		1,477,000	33,295,500	18,305,000	10,800,000		4,190,500	500	△ 6,086,000	8,800,000		△ 2,713,500	500	△ 6,086,000	8,800,000		△ 2,713,500	
	15 中学校費	第二中学校耐震修繕	21	210,415,000	11,838,000	152,500,000		46,077,000	208,800,000	171,561,000		37,239,000	1,615,000	△ 159,723,000	152,500,000		8,838,000	1,615,000	△ 159,723,000	152,500,000		8,838,000	
			22	1,139,885,000	222,843,000	717,100,000		199,942,000	1,141,500,000	289,044,000	805,400,000		47,056,000	△ 1,615,000	△ 66,201,000	88,300,000		152,886,000	△ 1,615,000	△ 66,201,000	88,300,000		152,886,000
			計	1,350,300,000	234,681,000	869,600,000		246,019,000	1,350,300,000	460,605,000	805,400,000		84,295,000	0	△ 225,924,000	64,200,000		161,724,000	0	△ 225,924,000	64,200,000		161,724,000

報告第 14 号

平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成22年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.7	48.4
(11.61)	(16.61)	(25.0)	(350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 15 号

平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成22年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成23年9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書